

労働者派遣法に基づくマージン率等の情報提供（2025年度9月期）

（対象期間：2024年10月1日～2025年9月30日）

労働者派遣法第23条5項の規定に基づきマージン率等、下記の事項について情報公開いたします。

派遣労働者の数	46名
派遣先の数	10事業所
マージン率	49.5%
労働者派遣に関する料金額の平均額	¥38,423（1日 8時間当たり換算）
派遣労働者の賃金額の平均額	¥19,386（1日 8時間当たり換算）
教育訓練に関する事項	キャリアアップに資する教育訓練 ・新規採用者研修 ・職能別研修（ITスキル等） ・階層別研修 ・ビジネススキル研修 キャリアコンサルティング相談窓口 ・執行役員 経営管理部部長
労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等	労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結している
派遣労働者の範囲	情報処理に係る業務に従事するすべての従業員
有効期間の終期	2027年3月31日
その他の事項	マージン率に含まれる費用 ・社会保険料（雇用保険、厚生年金、健康保険、労災保険、企業年金基金） ・福利厚生費（有給休暇、健康診断等） ・教育研修費 ・会社運営費 ・営業利益 など

以上